



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 117/2020年9月号

発行日：2020年9月15日

ひとときのコロナ騒動もある程度の落ち着きを見せ、新しい生活、新しい働き方が定着しつつあります。この機会に業務の流れの見直し、従業員待遇の見直しなど積極的に行っているクライアント様も見受けられます。また、コロナ収束後を見据えた事業戦略、販売戦略なども従来とは違ってくるものがあるのではないのでしょうか。

企業は生き物とよく言われます。環境の変化にも迅速に対応し、変化の荒波も乗り切って参りましょう。

### I. 最新情報（2020年8月1日～2020年8月31日）

#### 1. 業種別委員会

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年 08月20日	意見	国際統合報告評議会（IIRC）「国際統合報告フレームワーク改訂コンサルテーション草案」に対するコメントについて	2020年5月21日に国際統合報告評議会（IIRC）から、国際統合報告フレームワークの改訂に向けた草案が公表され、コメントが求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該草案に対するコメントを取りまとめ、2020年8月18日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

#### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

#### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年 08月24日	実務 指針	「公会計委員会実務指針第4号「独立行政法人における連結財務諸表監査」の改正について」の公表について	<p>2020年3月26日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」において連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲等が見直され、それを踏まえて「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」も改訂されました。</p> <p>これを受けて、公会計委員会では、公会計委員会実務指針第4号「独立行政法人における連結財務諸表監査」について、連結財務諸表の作成目的、連結の範囲、連結財務諸表の体系、関連会社の定義等に関する見直し及び「財務諸表の監査及びレビュー業務、保証業務並びに合意された手続業務に関連する実務指針等の体系及び起草方針について」（2019年8月31日）への対応を行うため、公会計委員会における検討を重ねてまいりました。</p> <p>本改正は、2020年4月1日から適用されます。</p> <p>また、本実務指針の見直し及び検討に当たっては、2020年6月8日から7月20日までの間、草案を公開し、広く意見を求めましたが、特段意見は寄せられませんでした。</p>	2020年 4月1日
2020年 08月25日	実務 指針	「公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人監査における監査報告書の文例」の改正について」の公表について	<p>2020年3月26日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」において連結財務諸表の体系等が見直され、それを踏まえて「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」も改訂されました。</p> <p>これを受けて、公会計委員会では、公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人監査における監査報告書の文例」について、独立監査人の監査報告書の文例等の見直し、「財務諸表の監査及びレビュー業務、保証業務並びに合意された手続業務に関連する実務指針等の体系及び起草方針について」（2019年8月31日）への対応、実務指針第85号「監査報告書の文例」改正（2020年3月17日）への対応及び事後判明事実に関する記述の見直しを行うため、公会計委員会における検討を重ねてまいりました。</p> <p>本改正は、2020年4月1日から適用されます。</p> <p>また、本実務指針の見直し及び検討に当たっては、2020年6月8日から7月20日までの間、草案を公開し、広く意見を求めましたが、特段意見は寄せられませんでした。</p>	2020年 4月1日

#### 5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

6. その他

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年 08月17日	その他	「Q&A 収益認識の基本論点（第2回）」の公表について	「Q&A 収益認識の基本論点」第2回を作成しましたので、お知らせいたします。 2020年7月31日に公表した第1回の論点1～3に続き、今回公表する論点は下表の論点4～6となります。 論点4 一定の期間にわたり充足される履行義務 論点5 一時点で充足される履行義務 論点6 契約の変更	—
2020年 08月26日	報告書	監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」の改正について	日本公認会計士協会（監査基準委員会）では、2020年8月20日に開催された常務理事会の承認を受けて、同日付けで監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」の改正を公表しましたのでお知らせいたします。 今回の改正は、品質管理レビュー制度の改正（2020年7月以降実施するレビュー手続から適用）の内容を反映させるための改正であり、主な改正点は、以下のとおりです。 ・ 品質管理レビュー報告書において、結論の種類（「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」及び「否定的結論」）が廃止され、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況について「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」の有無に関するレビューの実施結果が記載されることになったため、A31項(1)に反映させた。 ・ 従来のフォローアップ・レビューが廃止され、通常レビューを実施した結果、「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」のある実施結果となった場合は、原則として、翌年度に通常レビュー又は改善状況の確認を実施して必要な指導を行うこととされたため、A31項(1)に反映させた。 検討に当たっては、2020年6月22日から7月22日までの期間にわたり公開草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて掲載しておりますのでご参照ください。	—
2020年 08月31日	その他	「Q&A 収益認識の基本論点（第3回）」の公表につ	「Q&A 収益認識の基本論点」第3回を作成しましたので、お知らせいたします。 これまでに公表した論点1～6に続き、今回公表する論点は下	—

		いて	表の論点7及び8となります。 論点7 変動対価 論点8 顧客に支払われる対価	
--	--	----	--	--

## Ⅱ. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### ◆収益認識会計基準及び見積開示会計基準等の公表に伴う会社計算規則の改正

2020年8月12日に、「会社計算規則の一部を改正する省令」が公表されています。本改正は、「収益認識に関する会計基準」及び「会計上の見積りの開示に関する会計基準」等が公表されたことを受け、会社計算規則の改正を行うものです。適用時期は、公布の日（2020年8月12日）からとなります。

#### ～改正内容～

##### (1)改正収益認識会計基準を受けた改正

収益認識に関する注記として表示すべき事項が

- ・当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
  - ・収益を理解するための基礎となる情報
  - ・当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
- に改めることとされました。（ただし、有価証券報告書提出会社以外の株式会社にあっては省略することができる）

あわせて、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、

- ・当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
- ・義務に係る収益を認識する通常の時点
- ・ほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

を注記するものとするほか、所要の整備が行われました。

なお、収益認識に関する注記の内容は、実務上の負担等も考慮し、各会社の実情に応じて必要な限度での開示を可能とするため、改正収益認識会計基準の定めとは異なり概括的に定めることとされています。従って、改正収益認識会計基準において具体的に規定された事項であったとしても、各株式会社の実情を踏まえ、計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合には、計算書類において当該事項について注記しないことも許容されることが考えられるとされています。

## (2)見積開示会計基準を受けた改正

注記表に区分して表示すべき項目として会計上の見積りに関する注記を追加し、その注記の内容とすべき事項を以下と定める規定を追加されました。

- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類又は連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類又は連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- ② 当該事業年度に係る計算書類又は連結計算書類の①の項目に計上した額
- ③ ②の項目のほか、①の項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ただし、個別注記表に記載すべき③の事項については、連結注記表に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しないこととされました。

なお、上記の③については、実務上の負担等を考慮し、各株式会社の実情において必要な限度での開示を可能とするため、概括的な定めとされています。従って、見積開示会計基準第8項において具体的に例示された事項であったとしても、各株式会社の実情を踏まえ、計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合には、計算書類において当該事項について注記しないことも許容されると考えられるとされています。

## ～経過措置～

### (1)改正収益認識会計基準を受けた改正

2021年4月1日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例によるものとしてされています。

ただし、2020年4月1日以後に終了する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができるものとされています。

### (2)見積開示会計基準を受けた改正

2021年3月31日以後に終了する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前のものによるものとしてされています。

ただし、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができるものとされています。

以 上

#### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703